## 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)による修 学支援の対象機関となる大学等(確認大学等)に係る確認の取消について

令和6年8月30日 茨 城 県

## (私立専門学校)

<u>(因工名[14]X)</u>					
確認大学等	確認大学等	設置者の	設置者の主たる	根拠規定	
の名称	の所在地	名称	事務所の所在地	IX IXEINLAL	
専門学校EIKA International College	茨城県古河市旭町2-11-6	学校法人盈科学園	茨城県古河市旭町2-11-6	法第15条第1項第一号	

<sup>(※1)</sup> 国公私立の別、学校種別の一覧表とする。(※2) 「根拠規定」欄は、修学支援法における取消しの根拠規定について、「法第15条第1項第一号」などと記載する。